

# オリパラ特措法・ラグビー特措法の一部を改正する法律案概要

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び  
平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律案

## 第一 オリパラ特措法の一部改正(第1条関係)

### 1. 電波法の特例の追加

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会については、無線局の免許・登録申請等の手数料及び無線局の電波利用料に係る電波法の規定を適用除外とすること。

### 2. 国民の祝日に関する法律の特例の追加

平成32年に限り、海の日を7月23日（オリンピック開会式前日）に、体育の日を7月24日（開会式当日）に、山の日を8月10日（閉会式翌日）とすること。

平成32年カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
7月 19	海の日 20	21	22	23	開会式 24	25
26	27	28	29	30	31	8月 1
2	3	4	5	6	7	8
閉会式 9	10	山の日 11	12	13	14	15

※    は大会期間

体育の日  
10/12



## 第二 ラグビー特措法の一部改正(第2条関係)

### ○電波法の特例の追加

ラグビーワールドカップ2019組織委員会については、無線局の免許・登録申請等の手数料及び無線局の電波利用料に係る電波法の規定を適用除外とすること。

## 第三 施行期日(附則関係)

この法律は、公布の日から施行すること。